

令和3年（行ウ）第1号 処分取消等請求事件

原告 神貢一、槌谷和幸

被告 寿都町

原告ら準備書面（1）

2021年9月14日

函館地方裁判所民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 谷 次 郎

第1 総論

- 1 被告の答弁書、準備書面1における主張は、大要、①議会の全員協議会は会議公開の原則が適用されず、各議会でその協議等について公開するか否かを判断すれば良いとされていること、②寿都町議会の全員協議会は沿革や運用実態等に鑑みると自律的会議体であり、自律的決定権が最大限に尊重され優先されるというのが条理であること、③寿都町議会の全員協議会には、明文ではないが条理に基づく非公開の申し合わせがあること、④情報公開条例は知る権利について創設的権利を定めたものであり、非開示事由の解釈にあたっては条例の趣旨・目的とともに、実施機関の性格や位置づけをも考慮し、自律的組織体の判断が最も尊重される旨の条理に基づき、全員協議会の内容を記載した文書は法令上開示できないことは明らかであること、以上から、原告らが開示を求めている公文書は、寿都町情報公開条例第8条第2号の「法令等の規定により開示することができないと明文で規定され、又は当該法令等の解釈上その旨が明らかである情報」に該当す

るという判断をしたということである。

- 2 しかし、被告の上記主張は当を得ない。以下、①情報公開条例制定時の議会における議論を踏まえた、情報公開条例と「知る権利」との関係（いわゆる「原子力3原則」との関係も含む）、②会議公開の原則と議事録公開の関係、③自律的会議体の自律的決定権と情報公開条例の優劣関係、④「申し合わせ」の具体的な存否について主張する。

第2 制定経緯を踏まえた情報公開条例と「知る権利」との関係

1 憲法上の知る権利と具体的な法令の制定について

被告は、情報公開は、憲法の規定から直接導かれるものではなく、情報公開のためにいかなる請求権を認め、その要件や手続をどのようにするかは、法律や条例等に委ねられている、として、寿都町情報公開条例が、その創設的権利を認めているとして、非開示事由の解釈に当たっては実施機関の性格や位置づけについても考慮することが許される、とする。

知る権利は、憲法21条が保障する表現の自由の前提として、国家・公共団体への情報の独占に対して国家・公共団体への情報開示を求める権利として理解される。その上で、憲法21条に基づく国家・公共団体への情報開示を求める権利としての知る権利は、その具体的な範囲について憲法から一義的な内容が出てくるものではないため、その意味においては抽象的権利と言わざるを得ず、その具体化のためには立法が必要であると考えるのが通説的な理解であるといえる。

その限りにおいて、具体的な知る権利の行使の方法としては、立法の内容に委ねられざるを得ない側面があるという点については、被告主張にも首肯できる面がある。しかし、そのことが、本件において、町民の町政に関する知る権利が情報公開条例によってその内容が自由に設定できる、という意味において創設的な意味を持つという解釈については、首肯できない。憲法上、知る権利が存在して

いることを前提として、その具体的な手続きについて立法で定めたものが情報公開に関する諸法令であり、寿都町の情報公開条例も、被告の町政に関して、町民の憲法に由来する知る権利を前提にして、それを具体的に保障するために制定されたものである。

その上で、実際の立法者意思について検討するために、寿都町議会における情報公開条例の制定過程について検討する。

2 寿都町情報公開条例の審議経過

(1) 寿都町情報公開条例は、寿都町議会平成17年第1回定例会において議案第8号として審議され、可決された(甲18の2 議会議事録、甲19 議会だより「寿都湾」)。

ア 議会議事録(甲18の2)によると、まず、町長から、この条例が「町民の知る権利を保障し、町の諸活動の説明責任を全うするとともに、町民参加による開かれた町政の推進のため、情報公開の推進に関し、必要な事項について条例を制定するもの」という提案理由が示された(甲18の2、29頁)。

詳細な内容については総務課長から説明があり、実施機関として議会が含まれることが説明された上で、「開示請求があった際は、実施機関が原則、当該公文書を検索の上開示するものとしておりますが、開示してはならない情報、及び開示しないことができる情報……として、①から⑤までを掲げ……このうち、①の法令上で秘密とされるもの……については、第8条において、開示してはならない情報としております。」と説明している。

イ 町長、総務課長の説明を踏まえ、議員から質疑がなされた。幸坂議員(現在議員をなさっている幸坂順子議員ではなく、幸坂武議員である)からは、指定管理者について情報公開が努力義務になっていることについての質問と、遡って請求できるのかということについての質問が出さ

れ、また、岡部議員（岡部武議員）からは、公文書の管理体制について質問が出た。

その上で、討論はなく、採決にて異議なく原案通り可決された。

(2) 以上の審議経過からすると、情報公開条例について、提案理由として、町民の知る権利を保障し、町の諸活動の説明責任を全うするとともに、町民参加による開かれた町政の推進するという目的の下、議会を含む実施機関は、公文書について開示請求があれば原則開示すること、例外的に非開示が認められる情報公開条例8条(2)号については、「法令上で秘密とされるもの」ということで、それらの点について議員らから格別の異議がなく、採決としては全会一致で可決されたものである。

そうすると、情報公開条例は町民の知る権利を保障するという目的で定められたものであるということについては審議経過に照らしても確認できるが、例外的な非開示事由の解釈については、議会としては、実施機関の性格や位置づけをも考慮したり、自律的組織体の判断を尊重すべきような議論には全くなっておらず、ある意味、総務課長による条文の国語的解釈に基づいた説明で議員は全員納得して了解していたものである。

そうすると、国語的な意味での「法令」、すなわち、法律、政令、省令、条例上、秘密とされているものに止まるという理解のもとで情報公開条例が制定されたというべきであって、開示請求があれば実施機関が原則、当該公文書を検索の上開示するということが議会でも確認されていたということになる。

3 小括

以上より、寿都町の情報公開条例は町民の憲法上の権利である知る権利を保障するという目的で制定されたものであり、例外的な非開示事由としてのいわゆる法令秘情報についても、国語的な意味での「法令」を念頭に制定されたものであることは明らかである。

4 付記一いわゆる「原子力3原則」と情報公開について

被告は、原告らが、被告議会の全員協議会が、仮に非公開と取り決めていたとしても、そこで議論されている内容が原子力に関わるときには、民主・自主・公開の「原子力3原則」に従わなくてはならないと主張したことに対して、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関する文献調査については規律するものではない、と反論している（答弁書6頁）。しかし、高レベル放射性廃棄物の最終処分場は、まさに原子力利用が最終的に行き着く先の問題なのであって、軽々に「原子力3原則」が排除されるべきではない。

まず、いわゆる「原子力3原則」の淵源を確認する。

いわゆる「原子力3原則」は、1954年4月23日の日本学術会議第17回総会の声明「原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明」に端を発する（甲20）。長文であるが、以下全文を引用する。

第19国会は、昭和29年度予算の中に原子力に関する経費を計上した。

原子力の平和利用は、将来の人類の福祉に関係ある重要問題であるが、その研究は原子兵器との関連において急速な進歩をとげたものであり、今なお、原子兵器の暗雲は世界をおおっている。

われわれは、この現状において、原子力の研究の取扱いについて、特に慎重にならざるを得ない。

われわれはここに、本会議第4回総会における原子力に対する有効な国際管理の確立を要請した声明、並びに第19国会でなされた原子兵器の使用禁止と原子力の国際管理に関する決議を想起する。そして、わが国において、原子兵器と関連ある一切の研究を行ってはならないとの堅い決意をもっている。

われわれは、この精神を保障するための原則として、まず原子力の研究と利用に関する一切の情報が完全に公開され、国民に周知されることを要求する。

この公開の原則は、そもそも科学技術の研究が自由に健全に発達をとげるため

に欠くことのできないものである。

われわれは、またいたずらに外国の原子力研究の体制を模することなく、真に民主的な運営によって、我が国の原子力研究が行われることを考慮し、能力あるすべての研究者の自由を尊重し、その十分な協力を求むべきである。

われわれは、さらに日本における原子力の研究と利用は、日本国民の自主性ある運営の下に行われることを要求する。原子力の研究は、全く新しい技術課題を提供するものであり、その解決のひとつひとつが、国の技術の進歩と国民の福祉の増進をもたらすからである。

われわれは、これらの原則が十分に守られる条件の下にのみ、わが国の原子力研究が始められなければならないと信じ、ここにこれを声明する。

この声明は、原子力の兵器利用という負の側面を想起しつつ、原子力の平和目的の研究・利用が社会の福祉の増進をもたらすという信念に基づいて出されたものであるといえる。そして、原子力基本法も、原子力利用によって、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与すること、を目的としている。

今日、この「原子力3原則」を見るに当たっては、原子力の平和利用が、結局は重大な原子炉事故を複数回にわたって引き起こし（スリーマイルアイランド原発事故、チェルノブイリ原発事故、福島第一原発事故など）、また、行き場のない「核のゴミ」を発生させて、人類社会の福祉を却って損なう問題を引き起こした側面を想起せざるを得ない。そして、原子力の引き起こす諸問題を、人類社会の福祉に適合させるように健全に解決していくためには、やはり、一切の情報が完全に公開され、市民に周知されることが不可欠というべきである。

原告らとその議事録等の公開を求める2019年1月から2020年11月に行われた全員協議会においては、原子力政策のひとつである高レベル放射性廃棄物最終処分場に関わる議論が行われていたことは明らかである。そして、この問

題は、単に被告だけの問題ではなく、周辺自治体をはじめとする多くの人々に影響を及ぼしうるものである。そのような観点から、被告には情報公開について積極的な姿勢を示していただきたい。

第3 会議公開の原則と議事録の公開について

1 地方議会の会議の公開については、地方自治法115条1項の規定があり、その派生原理として、①傍聴の自由、②報道の自由、③会議録の公表があるという（乙5参照）。

そして、全員協議会について、会議公開の原則が適用されないのはその通りであり、非公開の当否はさておき、非公開とすること自体が直ちに違法となるわけではない。

2 しかし、会議公開の原則が適用されないことと、会議録が公表されないことはイコールではない。

(1) 例えば、寿都町議会は、地方自治法109条に基づき委員会を設置している（甲21、寿都町議会委員会条例）。委員会は、議員以外の傍聴については委員長の許可制であり（甲21・17条1項）、その意味で会議公開の原則は適用されていない（前記派生原理①の不適用）。しかし、委員会の議事内容については本会議の会議録に委員会報告書として記載されることとなっており（甲4・77条、124条（9）号、甲21・27条）、実際に、原告榎谷が情報公開条例に基づいて、本年3月3日、4日に開催された特定放射性廃棄物最終処分事業調査特別委員会に関して、寿都町議会委員会条例27条に基づいて作成された記録について開示請求を行ったところ、開示された（甲22）。従って、寿都町議会の委員会の議事内容については、会議公開の原則は適用されていない会議体であるにもかかわらず公開の対象である。

(2) 寿都町議会全員協議会については、本年4月1日から全員協議会規程が制

定されている（乙7）。同規程は7条で原則非公開であり、議長が特に認めるときに傍聴を許可できる旨定まっており、やはり、会議公開の原則が適用されない旨が規定されている（前記派生原理①の不適用）。しかし、同9条に基づき作成される記録は、現在では情報公開条例に基づき公開されているようになっている。実際、原告樋谷が開示請求した、本年4月27日に開催された全員協議会の議事録については開示された（甲23）。過去にも、全員協議会の要点記録が開示された例があることは既に主張したが（甲13の2参照）、会議公開の原則が適用されないことから、議事録も公表されないということはイコールではない。

（3）寿都町議会の本会議については、秘密会を開く議決があった場合は議事の記録も公表しないということになっていて、そのことは寿都町議会の会議規則に明文の規定がある（甲4・97条1項）。これは、秘密会については前記派生原理①、③の不適用という形で例外的に会議公開の原則が適用されないということである。

（4）かように、ある会議体で、会議公開の原則が適用されないからといって、直ちに議事録が公開されないということにはならず、傍聴は認めないが議事録は公開する、傍聴を認めず議事録も公開しない、といった形でその内容は異なり得るものである。

よって、会議公開の原則の適用如何によって、議事録の公開の可否がア prioriに決まるものではなく、会議公開の原則が適用されないことから、議事録も公表されないということには直ちにならない。

第4 寿都町議会全員協議会の自律的決定権と情報公開条例の優劣関係

1 被告は、寿都町議会の全員協議会は沿革や運用実態等に鑑みると自律的会議体であり、自律的決定権が最大限に尊重され優先されるというのが条理であると主

張して、その条理に基づいて、全員協議会について非公開の申合せがあり、このことにより、原告らの開示請求にかかる全員協議会の議事録等が情報公開条例8条(2)号に該当する旨を主張する。

確かに、自律的会議体の自律的決定権が最大限に尊重されるべきということ自体は傾聴に値する。しかし、そのことから、寿都町議会の全員協議会の自律的決定権(全員協議会は議員全員が構成員であり、町議会の自律的決定権と言い換えてもよからう)が、寿都町議会による自治立法である条例の規定に優先するという解釈は首肯できない。

- 2 (1) 情報公開条例8条(2)号が例外的に非開示とする情報を一般に法令秘情報といい、他の公共団体における情報公開条例でも、同様の規定は枚挙にいとまがない。例えば、ニセコ町情報公開条例7条(2)号は、「法令等の規定により公開することができないと明文で規定され、又は当該法令等の規定の解釈上その旨が明らかである情報」と規定し、京極町情報公開条例8条(2)号も、ニセコ町情報公開条例と同様の規定になっている。
- (2) そして、情報公開条例の解釈運用基準や手引類を通覧すると、法令秘情報の非開示の規定については、おおむね、下記のような説明をすることが多いようである(例として、「ニセコ町情報公開条例の手引き」(甲24)を示す)。

第2号は、法及び個別条例の規定は、一般的な規定を定めたこの条例の規定に優先することから、法と条例、条例と条例との関係により、公開することができない情報があることを定めたものである。

(1) 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例をいい、機関委任事務における国からの通達も含むものとする。

(2) 「公開することができないことが明文で規定され、又は当該法令等の規定の解釈上その旨が明らかである情報」とは、概ね次のものをいう。

1 明文の規定により、閲覧又は写しの交付が禁止されている情報

- 2 他の目的に使用することが禁止されている情報
- 3 地方税法等の特別法により守秘義務が課されている情報
- 4 機関委任事務に係る情報において、国からの通達等により閲覧又は写しの交付が禁止されている情報

その上で、甲 2 4 は、法令秘情報として、以下のものを例示している。

ア 明文の規定をもって閲覧等が禁止されている情報

- ・ 刑事訴訟法 4 7 条（公判の開廷前における訴訟に関する情報）
- ・ 著作権法 2 1 条（著作物の複製（写しの交付の制限））

イ 目的外使用が禁止されている情報

- ・ 統計法 1 5 条（指定統計を作成するために集められた調査票（国勢調査、事業所統計、工業統計、商業統計、住宅統計、農業センサス等））

ウ 個別法令等により守秘義務が課せられている情報

- ・ 地方税法第 2 2 条（地方税に係る調査に関する事務に従事している者、従事していた者がその事務に関し知り得た秘密）
- ・ 統計法第 1 9 条の 2（指定統計に関する事務に従事する者、統計調査員またはこれらの職あつた者が、その職務執行に関して知り得た個人、法人またはその他の団体の秘密に関する事項）
- ・ 労働安全衛生法第 1 0 4 条 健康診断の実施の事務に従事した職員が、その実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密
- ・ 消防法第 4 条、第 3 4 条 消防職員が、関係のある場所に立ち入って検査または質問を行った場合に知り得た関係者の秘密
- ・ 住民基本台帳第 3 5 条 住民基本台帳に関する事務に従事している者または従事していた者がその事務に関して知り得た秘密

エ その他法令等の趣旨目的に照らし公開することができないと認められる情報

- ・この点、甲24はいわゆる徴税トラの巻事件に関する最高裁1977（昭和52）年12月19日第二小法廷判決を摘示しているが、これは公務員の守秘義務についていわゆる実質秘の立場を取る裁判例である。

3 寿都町情報公開条例8条（2）号についても、ニセコ町情報公開条例と同様の解釈が成り立つ。

（1）そもそも、同号は、法律と条例（憲法94条、地方自治法14条1項参照）、あるいは条例の間での特別法と一般法の関係から、情報公開条例の規定にもかかわらず公開することができない情報があることを規定したものであると解釈すべきである。

（2）同号にいう「法令等」とは、法律、政令、省令、条例を指し、機関委任事務における国からの通達も含むが、議員間の申合せや「取り決め」は含まれない。訴状においても主張したとおり、そのように解釈しないと、実施機関において根拠不明なルールを乱発して例外である非開示の範囲をほしいままに拡張することを許すことになり、不当である。

（3）法令等の趣旨目的に照らし公開することができないと認められる情報に該当するか否かの判断は、形式的に秘密と指定されているだけでは足りず実質的に公開することができないと認められるか否かを寿都町情報公開条例の解釈の問題として判断しなければならず、最終的には裁判所の判断に委ねられるべきことになる。

4 以上のように考えると、全員協議会について非公開とする「申し合わせ」があったとしても、「申し合わせ」はそもそも、情報公開条例8条（2）号にいう「法令等」には含まれないと解すべきである。

そうであれば、自律的会議体である寿都町議会全員協議会の自律的決定権が最大限に尊重されるべきであるとしても、そのことから、情報公開条例による公文書の開示原則が排除されるという「条理」が成り立つことにはならず、寿都町議

会全員協議会の自律的決定権よりも、情報公開条例が優先されると言わなければならない。

よって、原告らが開示を求める本件各公文書は情報公開条例の原則通り開示されなければならない。

5 他の自治体における全員協議会議事録の開示状況について

(1) 被告は、全員協議会の協議内容が地方公共団体ごとに一律ではないので、全国的、あるいは全道的な傾向を見てもあまり意味がない旨を主張する。

その上で、乙8によると、2020年で「法100条12項の協議等」について非公開の公共団体が29.0%存在するので、それぞれの全員協議会が自らの議案事項等を考慮して決定していることを示唆している旨を主張する。

(2) 確かに、一口に「全員協議会」とは言っても、各地方公共団体によってその協議内容等が一樣ではない、ということはその通りかもしれない。しかし、そのことから、本件において全国的、全道的な状況を見るのがあまり意味がない、とまでは言えない。例えば、原告ら代理人は大阪の弁護士であるが、公共交通機関内での盗撮の刑事事件で大阪府の迷惑防止条例について検討するに際して、北海道迷惑防止条例に関する判例である最判2008（平成20）年11月10日を、条例の規定ぶりの違いに留意しつつ引用して弁論したことがあり、一般に、ある条例の解釈の参考として、他の地方公共団体の類似条例の内容や運用状況を参照することはあり得ることである。また、現に、本件第2請求に関する情報公開審査会でも、甲16の1と同一の記事が資料として配付され（甲11・3頁参照）、情報公開審査会でも他の地方公共団体の状況を勘案しつつ議論がなされたことは明白である。

さらに、乙8の調査結果は、各地方公共団体における情報公開条例に定める開示請求に対しても非開示とするという意味で回答されたものなのかについては判然とせず、その点も留意すべきである。

第5 寿都町議会全員協議会において、議事録を非公開とする明確な申し合わせは存在していなかったこと

1 はじめに

被告は、令和元年12月10日の全員協議会で、議事録も含めた非公開が申し合わされたという主張をしている。しかし、原告らは、沢村國昭議員から、一連の全員協議会における具体的な議論内容について詳細な教示を受けたところ、そもそも、被告が主張する、全員協議会の議事録について非公開とする申し合わせが存在するとは言えず、被告の主張は当を得ない。以下、沢村議員の説明に従って主張する（甲25）。

2 令和元年12月10日の全員協議会での議論

この日の全員協議会では、冒頭、小西議長から、傍聴希望者がいるということで、傍聴の可否という観点で、全員協議会の規定がないので委員会の規定（委員長の許可があれば傍聴が可能）を準用してもいいのか、別な定めが必要か、ということが議論になった。

越前谷議員は、傍聴は反対、全員協議会については1人でも反対があったら傍聴をさせるわけにはいかない、という意見を出した。

木村親志議員が、案件を問わずだめということか、という質問をしたのに対して、越前谷議員は、原則だめだが、案件によって、傍聴を認めてもよいかを諮って了承が得られれば、それでいいが、1人でも反対があったら認めるべきではないという意見を出した。

小西議長は、基本的には公開で、議事録も残るわけだが、傍聴者がいることによって発言が制限されたり議論ができないということを想定しながら、基本的には議員の中で議論したい、ということでまとめて、了承が取られた。

このように、令和元年12月10日の全員協議会での議論は、傍聴を認めるか否かという観点からの議論だったと考えられる。

3 令和2年9月30日の全員協議会での議論

この日の全員協議会に先立つ9月18日に、高レベル放射性廃棄物最終処分場の調査に関連する全員協議会の議事録の内容の一部が、NHKによって報道された(甲6)。また、9月23日には、原告神が、全員協議会の議事録などの開示請求(本件第1請求)を行った。

冒頭、議長から、全員協議会については令和元年12月10日の全員協議会で内容の如何に関わらず公開しないと全員で取り決めているので、今後議員はルールを守るように、との話があった。

沢村議員は、議員から議事録を出さないというのは構わないけれど、情報公開請求についてはルールに従って応じるべきだという意見を出した。

越前谷議員からは、情報公開について非公開という取り決めをしたという認識ではなく、前回は傍聴を入れない方がいいという話だったということ、その上で、情報公開のあり方について話し合う機会を作ってほしかったがそういう機会が設けられないままになっているという話があり、情報公開については出すべきだという意見を出した。

幸坂議員からは、12月の議事録を見たら、議事録の公開に関しては、しないというふうに決まっていないという認識が示された。

越前谷議員も、12月の協議ではその都度重要な案件のときは、議員で協議して公開すべきか判断すべきではないかという話し合いがされたという認識が示された。

沢村議員は、原告神が本件第1請求で請求した議事録について議員に渡して、別途責任を持って議論するようにお願いしたいと言った。

議長からは、12月以降は会議の内容を公開しないという認識の中で来たと思っているということと、大きな問題になっていて個人攻撃が心配されるので、当初決められたようなふうにしてほしいという希望が出された。沢村議員は、議長の発言に対して、個人攻撃とか情報を出さないという発想になるのがおかしいと

反論した。

友山議員からは、会議の内容を公開しないという意味は、議事録については議員の中で押さえておくという意味かという質問があり、議長からはそういうことだという回答があった。

越前谷議員からは、非公開ということであれば旧来の議員協議会のような形に戻して、だが、全員協議会という形であれば情報公開の元で公開していくのが基本だという意見が出た。

沢村議員は、開示請求がきているのは核のゴミの問題でどう議会が議論されたかということで、開示した方がいいと思うということを行った。

本会議の後で続きの全員協議会があり、副議長から、漏れたら困ることは議員協議会か何か別立てで説明してほしい、という話が出たが、議長からは全員協議会に秘密会という定義がないことを指摘して、また、議長は昨年12月の全員協議会で事の内容にかかわらず開示しない、議事録も議員は別として他所には開示しないという認識でいたが、これからどうしていくかを話していかないとけない、という話が出た。

町長からは、NHKに開示されていていきなり聞かれてびっくりしたような話が出て、木村眞男議員からは、今までのものは開示しないように決めていたのだから、そういった方向で進めた方がいいという意見が出て、議長も賛成したが、越前谷議員や沢村議員は住民から求められている開示については開示したらいいのではないかという旨の意見を出した。

副町長から、開示請求については原則開示だけど、秘密会的な扱いで議員が合意して今日まで来ている議事録ということであれば法令の解釈で開示できないという方法論の示唆があった。

沢村議員は、核のゴミのことについては非開示はあり得ないと言ったが、木村親志議員は、12月の議事録を確認して今後の決め方を協議しようという話をした。

結局、結論は10月5日に持ち越しとなった。

この日の議論でわかったのは、12月の全員協議会の議論内容について、議員によって認識や理解がバラバラで、越前谷議員や幸坂議員は傍聴の話だったという認識で、議長や木村眞男議員は、議事録も含めての話だと認識していた、というような感じであった。

4 令和2年10月5日の全員協議会

この日の全員協議会では、原告神の情報公開請求に対する対応が議論された。冒頭、全員協議会については公開の原則が準用されず、また記録は要点記録でよく、議会が公開の判断をすればよいという説明がなされた。

その後、要点記録についての話が若干あってから、開示の是非について議論になり、越前谷議員、幸坂議員から、議事録の開示に賛成の意見が出た。幸坂議員からは、前は、全員協議会の議事録が町民の開示請求があれば出していたことについても指摘があった。

沢村議員は、記録については今まで通りでよいという意見を出した上で、町民の知る権利という観点から、情報公開していくというのが正しいという意見を出した。

越前谷議員からは、議員協議会との二本立ての話が出て、議長からは秘密会の根拠がないという反対論が出た。

木村眞男議員は、今後は開示しようという方向で皆納得したと思うが、前回までは慣例で開示しないという感じできたのではないか、ということで、今後は開示の方向で改革するが今までの開示しない方向が良いという意見を出した。

副議長から、全員協議会と議員協議会を分ける話について申し合わせる事が提起され、決が採られて皆の賛成が得られた。

その上で、いつから開示するかという話になって、今年12月から開示、さかのぼって開示という意見が出た。

友山議員から、今までに議事録を開示請求によって開示した例があるのかとい

うことが質問として出され、事務局長から、過去に開示請求があったこと、12月以降は開示していない旨の説明があった。

副議長から、12月の全員協議会の認識について、ばらばらなので、申し合わせとして今決めていこうという話が出た。

沢村議員が、情報公開請求について役場に出ているのではないかという質問をして、事務局長から、実施機関が議会であること、条例に当てはめて議会が開示する、しないの答えを出さないといけないという説明があり、沢村議員は条例で決まっているのならそれが見たいという話をした。

しかし、条例の規定について確認しないまま、全員協議会の議論が進んで、木村親志議員から、昨年12月の全員協議会の議事録を確認したがあいまいだった、そうであればこれからきちっと決めてスタートすべきという意見が出た。越前谷議員は開示した方がいい、という意見で、幸坂議員も傍聴は駄目だけど議事録については駄目という判断になっていないという意見を出したが、議長からは、開示に傍聴と議事録の区別がないという意見が出て、木村眞男議員からも全員協議会については情報公開しないと思っていた、だから好きなことも言えたという意見が出た。友山議員は、受け止め方が違うのでこの件については開示すべきじゃないという意見が出た。結局、議論としては、今回は開示しないという返事をすると議長がまとめた。

5 小括

以上のように、被告が主張するように、寿都町議会全員協議会において、令和元年12月10日に、条理に基づいた（議事録も含めた）非公開とするという申し合わせが明確になされたとは到底考えられず、同日の合意内容としては、傍聴について全員賛成がなければ認めない、という範囲に止まっている。

そうであれば、仮に、全員協議会における「申し合わせ」が情報公開条例8条（2）号にいう「法令等」に含まれると解釈したとしても、そもそも、議事録について一般に非開示とする「申し合わせ」は存在しておらず、その実態としては、

原告神による本件第1請求について、最終的に小西議長が開示しないことに決めた、ということに止まるのであり、「申し合わせ」の存在を前提として、原告らが開示を求める本件各公文書を非開示とすることは認められず、原則通り開示されなければならない。

第6 甲14号証の5の作成経緯について

被告から、甲14号証の5について、沢村國昭議員の名前が「國明」と誤って記載されており、本人が自らの名前を間違えることはあり得ず、作成経緯が不明である旨の指摘を受けている（答弁書4～5頁）。

この点について、沢村議員によると以下のような経緯であったという（甲25）。

町民の会からは、甲14号証の1から14号証の4までに出ているように、各議員宛に事実確認の照会があった。そこで、4人の議員で協議して、甲第14号証の5の回答書の内容を確認して、最終的な仕上げは越前谷議員に任せた。そうしたところ、越前谷議員がパソコンで作成した際に沢村議員の名前の漢字を間違えて変換してしまい、そのことに気付かないまま完成させてしまった。

甲14号証の5については、沢村議員の名前の漢字が間違っているものの、内容としては沢村議員も承知しているので、沢村議員の名義で作成された文書であることは間違いがない。

以上